

平成27年7月13日

我孫子市長 星 野 順一郎 様

我孫子市公契約審議会
会長 佐藤 恭一

審議結果について（答申）

平成27年7月13日付け総務第314号で諮問のありました平成27年度労務報酬下限額については、審議の結果、次のとおり決定したので答申します。

なお、意見を付しますので、これを十分に尊重し、反映されるよう要望します。

1 工事又は製造の請負契約

公共工事設計労務単価の80パーセントとすることを妥当とする。ただし、「見習い、手元等の労働者及び年金等の受給のため賃金を調整している労働者」の労務報酬下限額については、再検討を要する。

2 工事又は製造以外の請負契約

829円（1時間あたり）を妥当とする。

3 付帯意見

「見習い、手元等の労働者及び年金等の受給のため賃金を調整している労働者」の労務報酬下限額については、1時間あたり829円という諮問案は実態からすると低い賃金である。若年技術者を育てるという観点から慎重な議論が必要であるが、まずは実態にあわせて日額で7,500円または月額15万円から16万円程度で算出するほうが妥当である。

【その他の意見】

- (1) 公契約に係る罰則を盛り込まないパイロット事業を行い、事務手続きに関する検証を行う必要がある。
- (2) 公共工事設計労務単価の80%とすることについては、事業者側としては実態に合っていない、労働者側としては目指すべき方向に至っていないとの思いがある。今回は互いに了解するが、今後は実態調査等を行い検証する必要がある。
- (3) 今後、条例の対象となる契約が締結された場合には、現制度が実態に合致しているかを検証すべきである。
- (4) 労務報酬下限額の審議については、複数回の審議も想定すべきである。
- (5) 「工事又は製造以外の請負契約」における労務報酬下限額は、職種ごとに設定することも検討すべきである。